

# 処遇改善等加算Ⅱに係る 研修受講要件について

小山市役所保育課

## ➤ 処遇改善等加算Ⅱと研修受講について

保育現場において、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっている

職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要であるとともに、実際に研修受講を終え技能習得した職員に対しては加算による収入アップも重要（処遇改善等加算Ⅱによる対象職員への加算）

平成29年度に創設された処遇改善等加算Ⅱは、賃金改善の対象とする職員の研修修了が要件となっておりますが、研修受講期間等を考慮して令和4年度までは受講要件を必須としておりませんでした。

**令和5年度から段階的な研修受講の必須化が始まっております**

## ➤ 各施設における研修内容について

実施主体 ⇒ 都道府県あるいは県の指定を受けた機関等

研修内容 ⇒ 所定の「ねらい」及び「内容」を満たすもの ※ガイドライン記載

専門分野別研修…

若手からベテラン職員まで、職務内容に応じた専門性の向上を図るためのもの

①乳児保育	②幼児教育	③障害児保育
④食育・アレルギー対応	⑤保健衛生・安全対策	⑥保護者支援・子育て支援

マネジメント研修…

ミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身につけるためのもの

## ➤ 対象者及び修了すべき研修分野

### 保育所・認定こども園の場合

対象者	受講する研修
副主任保育士 中核リーダー等	専門分野別研修のうちの3以上の研修分野あるいは45時間以上の研修及びマネジメント研修
専門リーダー	専門分野別研修のうちの4以上の研修分野あるいは60時間以上の研修
職務分野別リーダー 若手リーダー	専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野あるいは15時間以上の研修

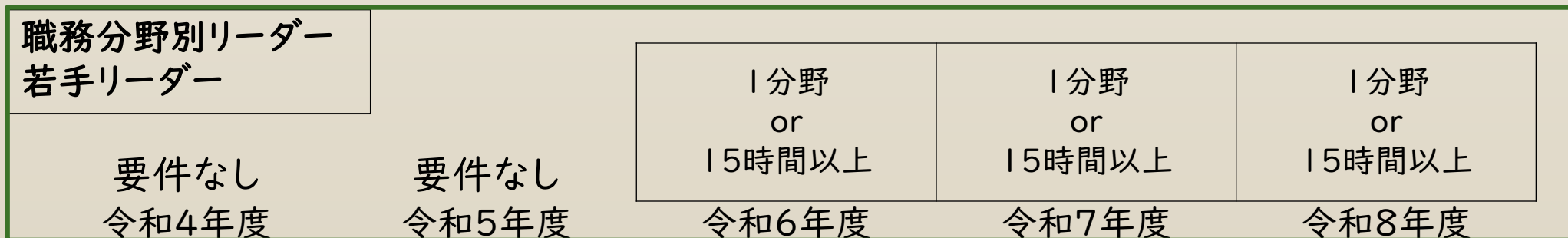
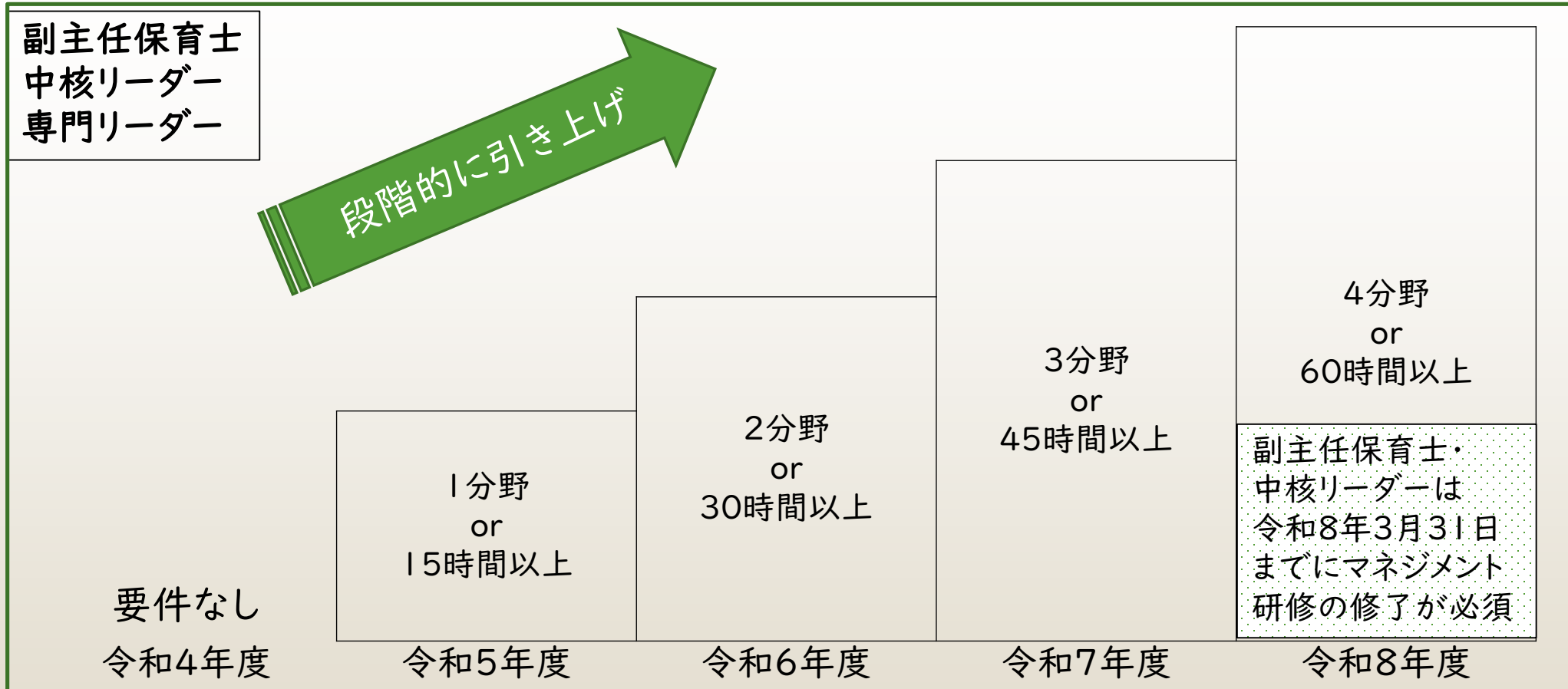
令和8年度までの段階的措置がとられており上記の受講数は  
令和8年4月1日時点の完全適用までに受講修了していただく分野・時間数になります。

なお、栃木県では園内研修を原則認めておりませんので受講数にカウントしないようご注意ください。

職員の研修受講歴は必ず施設でとりまとめ受講修了証の写しを市にご提出ください。

# ➤ 適用時期について

副主任保育士・中核リーダー・専門リーダーは令和5年度より分野数・時間数ともに段階的な引き上げを行い、職務分野別リーダー・若手リーダーは令和6年度より完全適用となる



## ➤ 保育実践とマネジメント分野について

マネジメント分野及び保育実践は受講年度によって研修修了要件の対象となるかが変わるため表の通り取り扱います。

受講年度	マネジメント分野	保育実践
令和元年度以前	全ての職種が対象	全ての職種が対象
令和2年度 令和3年度	副主幹保育教諭 中核リーダー 専門リーダー	対象外
令和4年度以降	副主幹保育教諭 中核リーダー	対象外

## ➤ 研修受講に関するよくある質問

Q1.古い研修の受講歴はいつまでのものが有効となるのか。

A.基本、申請時点で県が認めている団体かつ受講が終了していることを証明できる場合は、受講時間(分野)としてカウントいたします。

Q2.対象職員のすべての研修履歴を提出する必要があるか。

A.処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件を満たしていることが確認できれば差し支えありません。

Q3.副園長、教頭、主幹保育教諭、主任保育士の研修受講歴を確認する必要があるか。

A.相当程度の経験及び研修の受講歴を有しているという前提のもとで任命されていることが想定されることから、研修修了要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

Q4.職務分野別リーダーと若手リーダーの違いはあるか。

A.職務分野別リーダーは、保育士等キャリアアップ研修における専門分野別研修を修了した職員に対して発令されます。若手リーダーは認定こども園や幼稚園において、保育士等キャリアアップ研修における専門分野別研修は修了していないが、15時間以上の研修を受けている職員に対して発令されます。

## ➤ 研修受講に関するよくある質問

Q5. 処遇改善等加算Ⅱの要件に、「Aにおいて月額40,000円の改善を行うものを1人以上確保する」「職務分野別リーダーについては、人数B以上の配分を行う」とあるが、これを満たせない場合はどうなるのか。

A. 加算の要件を満たさないため、適用申請を行った場合でも処遇改善等加算Ⅱが取得できないこととなります。申請しないことも可能です。

Q6. 令和6年4月から副主任保育士等として処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける職員の場合いつまでに研修を修了する必要がありますか。

A. 令和5年度末までに研修を修了する必要があります。加算対象職員は、処遇改善等加算Ⅱによる賃金改善を受ける月の前月までに研修修了要件通知に定める研修を修了する必要があります。

Q7. 年度途中で職員が研修修了要件を満たした場合、年度当初まで遡り、遡及分を一時金で支給してよいのか。また、遡及額を実績としてよいのか。

A. 一時金での支払いは認めておりません。処遇改善等加算Ⅱの加算額は、職位・職責又は職務内容に応じて、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金改善することとされているため実績には含めません。万が一、遡及対応した場合は施設側の持ち出し分となります。



# ➤ キャリアアップ研修の実施機関

## 別紙2-1

### 栃木県が指定した保育士等キャリアアップ研修実施機関

R6.5.16現在 栃木県保健福祉部こども政策課

	指定研修実施機関名	指定した研修の実施年度	分野
1	一般社団法人 日本保育チームマネジメント協会	令和2(2020)年度の研修から	マネジメント
		令和3(2021)年度の研修から	保護者支援・子育て支援
2	一般社団法人 保育のデザインアドバンス	令和3(2021)年度の研修のみ	全8分野
3	非営利活動法人 すずらんチャイルドケア	令和4(2022)年度の研修から	幼児教育、障害児保育 食育・アレルギー対応 保健衛生・安全対策 子育て支援・保護者支援
		令和5(2023)年度の研修から	乳児保育、マネジメント
4	一般社団法人 保育ICT advance	令和5(2023)年度の研修から	全8分野
5	学校法人 日本福祉大学	令和5(2023)年度の研修から	障害児保育
6	一般社団法人 家庭まち創り政策ラボ	令和6(2024)年度の研修から	障害児保育
7	一般社団法人 ドライブワン	令和6(2024)年度の研修から	乳児保育、幼児教育

# ➤ その他研修実施機関

別紙3-1-(1)

栃木県が処遇改善等加算Ⅱの対象と認めた関係団体

R6.11.7 現在 栃木県保健福祉部 ども政策課

	団体名	認定始期	備考
1	一般財団法人 日本カトリック学校連合会 日本カトリック幼児教育連盟	平成29(2017)年度以降の研修	R4.3.30 法人名変更 新法人名：(一財)日本カトリック学校連合会 日本カトリック幼保連盟
2	公益財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構	平成30(2018)年度以降の研修	R4.6.30 法人格変更 新法人格：一般財団法人
	一般社団法人 栃木県幼稚園連合会		
3	公益財団法人 全国認定こども園研修研究機構	平成30(2018)年度以降の研修	
4	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会	平成29(2017)年度以降の研修	
	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会 栃木県支部		
5	公益財団法人 幼少年教育研究所	平成29(2017)年度以降の研修	
6	一般財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構 栃木県幼稚園連合会 ほか加盟106団体※1	平成30(2018)年度以降の研修	R4.6.30 加盟団体追加 ※1 加盟団体については別紙のとおり
7	一般財団法人 日本カトリック学校連合会 日本カトリック幼保連盟 さいたま教区カトリック幼稚園連盟 ほか加盟21団体※2	令和4(2022)年度以降の研修	R4.8.24 加盟団体追加 ※2 加盟団体については別紙のとおり
8	公益社団法人 日本幼年教育会	令和4(2022)年度以降の研修	
9	一般社団法人 八王子市幼保連携型認定こども園協会	令和3(2021)年度以降の研修	
10	一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会(9支部含む)	令和6(2024)年度以降の研修	
11	社会福祉法人 日本保育協会	平成29(2017)年度以降の研修	※修了証が発行されている研修に限る
12	一般社団法人 認定こども園連盟	令和6(2024)年度以降の研修	
13	株式会社保育のデザイン研究所	令和6(2024)年度以降の研修	

## ➤ 参考資料

- ・〈府子本第197号元初幼教第8号 子保発0624第1号 令和元年6月24日〉  
施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について
- ・〈雇児保発0401第1号平成29年4月1日〉  
保育士等キャリアアップ研修の実施について
- ・栃木県が指定した保育士等キャリアアップ研修実施機関
- ・技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）  
Ver. 8（令和5年10月30日時点版）